

いろいろな相談ができます

問い合わせ 企画財政課 ☎02124

巡回行政相談

10月20日(月)～26日(日)は行政相談週間です。行政相談員は、毎日の暮らしの中で、国の仕事などについて、要望などを受け付け、助言や関係行政機関に対する通知を行っています。市内2カ所で巡回相談を行います。

とき・ところ

○松ヶ原地区

10月22日(水) 13時～15時

松ヶ原集会所

○木野地区

10月23日(木) 13時～15時

木野集会所



一日総合相談

弁護士をはじめ、各機関から相談員が集う一日総合相談を開催します。法律相談や近隣トラブルなど、個人の問題から行政への要望や苦情まで、幅広く相談に応じます。

とき

11月11日(火) 13時～16時

ところ

ギャラリーおおたけ(市立図書館2階)

弁護士に相談する方

予約制で、定員になり次第締め切ります。申し込みは10月15日(水)から企画財政課へ。

その他の機関への相談をする方

予約なしの受け付け順となります。

障害者就労相談

問い合わせ

広島西障がい者就業・生活支援センターもみじ
☎0829④4717

就労を希望する障害のある方の相談を受け付けます。予約制のため、事前に電話で申し込んでください。

とき 10月9日(木)

10時～12時

ところ 市役所本庁

申し込み

広島西障がい者就業・生活支援センターもみじへ。

障害者合同就職面接会

問い合わせ ハローワーク大竹 ☎0827⑤8609

障害者合同面接会(広島)

とき 10月14日(火) 13時～16時

ところ 広島県立総合体育館

岩国・大竹地区 障害者就職面接会

とき 11月7日(金) 13時～16時

ところ シンフォニア岩国

参加希望の方は、ハローワーク大竹へ。

福祉のついで

No. 52

障害者差別解消法が 平成28年4月から施行されます

問い合わせ 福祉課 ☎02146

障害を理由とする差別の解消を推進することで、全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指し、「障害者差別解消法」が制定され、平成28年4月1日施行されます。障害者差別解消法では、行政機関などおよび民間事業者による「不当な差別的取り扱い」と「合理的配慮をしないこと」が、差別になります。

不当な差別的取り扱い

例えば、「障害がある」という理由だけでアパートを貸してもらえないこと、お店に入れないことなどは、障害のない人と違う扱いを受けているので、「不当な差別的取扱い」であると考えられます。ただし、他に方法がない場合などは、「不当な差別的取扱い」にならないこともあります。

合理的配慮をしないこと

聴覚障害者に声だけで話す、視覚障害者に書類を渡すだけで読みあげないことは、情報を伝えないこととなります。障害者が困っているときにその人の障害に合った必要な工夫や、やり方を相手に伝えて、それを相手にしてもらうことを合理的配慮といえます。

障害者差別解消法Q&A

Q. 日常生活の中で個人的に障害者と接するよう
な場合も、対象になるのですか。

A. この法律では、一般の方が個人的な関係で障害
者と接するような場合は、対象にしていません。